

町民の皆様へ

町職員の懲戒処分について

西原町職員の懲戒処分の指針に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表いたします。

〈処分内容等〉

- | | |
|------------|---|
| 1. 所属部署名 | 教育委員会 |
| 2. 対 象 者 | 40代 女性 |
| 3. 処 分 内 容 | 減給100分の10 6ヵ月 |
| 4. 処 分 理 由 | 一般服務規程違反（勤務態度不良、職場内秩序を乱す行為、パワーハラスメント） <ul style="list-style-type: none">・町民とのトラブル・勤務時間内の私的行為・職員及び上司への暴言・パワーハラスメント [根拠法令：地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号] |
| 5. 処分年月日 | 令和7年10月1日 |

今回処分となった職員の行いは、職務上の義務に反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であり、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後の再発防止に向けて、厳格な服務規律の確保と公務員倫理の確立の徹底を図ってまいります。

西原町教育委員会
教育長 新 島 悟